

平成21年第3回
美唄市議会臨時会会議録
平成21年5月18日（月曜日）
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 議長辞職の件
第2 議長選挙
第3 副議長選挙
第4 会議録署名議員の指名
第5 会期決定の件
第6 諸般報告
第7 議長報告
第8 議会運営委員会委員選任の件
第9 常任委員会委員選任の件
第10 桂沢水道企業団議会議員選挙
第11 南空知ふるさと市町村圏組合議会議員選挙
第12 空知教育センター組合議会議員選挙
第13 石狩川流域下水道組合議会議員選挙
第14 承認第4号 専決処分の承認を求める件(美唄市税条例等の一部を改正する条例)
第15 承認第5号 専決処分の承認を求める件(市立美唄病院条例の一部を改正する条例)
第16 承認第6号 専決処分の承認を求める件(平成20年度美唄市一般会計補正予算(第8号))
第17 美唄市監査委員選任の件

◎出席議員（16名）

議長 内馬場 克 康 君
副議長 谷 村 孝 一 君

1 番 吉 岡 文 子 君
2 番 森 川 明 君
3 番 五十嵐 聡 君
4 番 高 田 正 則 君
5 番 高 橋 幹 夫 君
6 番 阿 部 義 一 君
7 番 長谷川 吉 春 君
8 番 米 田 良 克 君
9 番 白 木 優 志 君
10 番 小 関 勝 教 君
11 番 土 井 敏 興 君
12 番 本 郷 幸 治 君
13 番 紫 藤 政 則 君
14 番 林 国 夫 君

◎出席説明員

市 長 桜 井 道 夫 君
副 市 長 斎 藤 正 紀 君
総 務 部 長 安 田 昌 彰 君
市 民 部 長 岩 本 良 一 君
病院事務局長 高 倉 雄 治 君
総務部総務課長 小 橋 一 夫 君
総務部総務課総務係長 村 上 孝 徳 君

監 査 委 員 扇 谷 均 君
監査事務局長 稲 村 秀 樹 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 井 英 昭 君
次 長 中 平 匡 司 君
総 務 係 長 松 田 公 史 君

午前10時00分 開会

●副議長内馬場克康君 ただいまより、本日

をもって招集されました平成21年第3回美
唄市議会臨時会を開会いたします。

●副議長内馬場克康君 これより本日の会議
を開きます。

●副議長内馬場克康君 日程の第1、議長辞
職の件を議題といたします。

議長林 国夫議員から議長の辞職願が提出
されております。

まず、その辞職願を朗読させます。

事務局長。

●議会事務局長藤井英昭君 辞職願。

今般、都合により議長職を辞職いたしたく、
許可されるようお願い申し上げます。

平成21年5月18日。美唄市議会議長林
国夫。

美唄市議会副議長様。

朗読を終わります。

●副議長内馬場克康君 お諮りいたします。

林 国夫議員の議長の辞職を許可するこ
とにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、林 国夫議員の議長の辞職を許可
することに決定いたしました。

(林 国夫議員入場)

この場合議長を退任されました、林 国夫
議員より議長退任のごあいさつがあります。

林 国夫議員。

●林 国夫君(登壇) 議長退任に当たりまし
て一言御礼のごあいさつを申し上げます。

平成19年5月の臨時会におきまして、議
員各位の温かい御支援により、ご推挙いた

き、議長という要職につかせていただきました。
この2年間市政の発展と市議会の円滑な
運営に私なりに精いっぱい努めてきたつもり
であります。皆さん方の御期待に十分に
えられなかったことでないかと反省もしてい
るところであります。

しかしながら、幸いにいたしまして、先輩
議員、同僚議員の皆様や市長をはじめ理事者
各位の特段のご支援と協力をいただき、本日
まで無事にその職務を終えることができました。
皆さん方には心から厚く御礼を申し上げ
る次第であります。

今後におきましても、微力ではありますが、
皆さんとともに市政の発展と市民福祉の向上
のために頑張ってまいりますので、これまで
同様御指導と御鞭撻を賜りますよう、心より
お願いを申し上げます。

簡単措辞ではございますが、退任のごあい
さつとさせていただきます。

大変お世話になりました。(拍手)

●副議長内馬場克康君 次に日程の第2、議
長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきまし
ては、地方自治法第118条第2項の規定に
より、指名推選の方法によりたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選の方法による
ことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長におい
て指名することにいたしたいと思ひます。こ

れにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に内馬場克康を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長において指名しました内馬場克康を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました内馬場克康が議長に当選しました。

●議長内馬場克康君 この場合、議長就任のごあいさつをさせていただきます。

大変恐縮ですが、職責上この場からごあいさつをさせていただきます。

このたび、不肖私議員の皆さま方のご推挙により、議長の要職を務めさせていただくことになりました。大変光栄なことでありまして、心より感謝を申し上げますと共に、議長という職責の重さを痛感しているところであります。微力ではありますが、市政の推進と議会の円滑な運営のため、誠心誠意努めてまいりたいと考えております。何とぞ議員、理事者各位の特段のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げまして、簡単措辞ではありますが、就任のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

●議長内馬場克康君 次に日程の第3、副議

長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に谷村孝一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました谷村孝一議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました谷村孝一議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました谷村孝一議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

この場合、副議長に当選されました谷村孝一議員より、副議長就任のごあいさつがあります。

谷村議員。

●副議長谷村孝一君(登壇) このたび、皆様方の御理解をいただき、副議長に選ばれたことはまことに光栄であります。心から感謝を申し上げる次第であります。同時にその職務の重大さを感じておりますが、議長のもと微力ではありますが、一生懸命努めてまいりたいと考えております。皆様方の御支援、御鞭撻を心からお願いを申し上げまして、まことに簡単であります。就任のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

●議長内馬場克康君 暫時休憩いたします。

午前10時08分休憩

午前10時09分会議

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより日程の第4、会議録署名議員を指名いたします。

7番、長谷川吉春議員、

8番、米田良克議員、

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第5、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日とすることに決定い

たしました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第6、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告についてご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって諸般報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第7、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告についてご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって議長報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第8、議会運営委員会委員選任の件を議題といたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長の指名案を事務局長に朗読させます。

事務局長。

●議会事務局長藤井英昭君 議会運営委員会委員につきまして朗読いたします。

議会運営委員会の委員には、高橋幹夫議員、長谷川吉春議員、白木優志議員、土井敏興議員、紫藤政則議員の以上5名であります。

朗読を終わります。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり指名いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を
議会運営委員会委員に選任することに決定い
たしました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第9、常任
委員会委員選任の件を議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会
条例第8条第1項の規定により、議長の指名
案を事務局長に朗読させます。

事務局長。

●議会事務局長藤井英昭君 各常任委員会委
員について朗読いたします。

総務・文教委員会の委員には、森川明議員、
高橋幹夫議員、長谷川吉春議員、小関勝教議
員、本郷幸治議員、林国夫議員、谷村孝一副
議長、内馬場克康議長の以上8名であります。

次に、産業・厚生委員会の委員には、吉岡
文子議員、五十嵐聡議員、高田正則議員、阿
部義一議員、米田良克議員、白木優志議員、
土井敏興議員、紫藤政則議員の以上8名であ
ります。

朗読を終わります。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおりそれぞれ指名い
たしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を、
それぞれの常任委員会委員に選任することに
決定いたしました。

この場合、お諮りいたします。

地方自治法第109条第2項の規定により、

議員は少なくとも1つの常任委員となるもの
とされておりますが、議長は本会議における
議事整理者としての職責にかんがみ、この際、
常任委員を辞退いたしたいと思えます。これ
にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長は常任委員を辞退することに
決定いたしました。

暫時休憩いたします

午前10時14分休憩

午前11時00分会議

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議
を開きます。

先ほど議会運営委員会及び各常任委員会
において正副委員長の互選が行われましたの
で、その結果について報告いたします。

先ず議会運営委員会の委員長に土井敏興
議員、副委員長に白木優志議員。

次に、常任委員会ではありますが、総務文教
委員会の委員長に小関勝教議員、副委員長に
長谷川吉春議員。産業厚生委員会の委員長に
米田良克議員、副委員長に五十嵐聡議員がそ
れぞれ就任されました。

以上で報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第10、桂
沢水道企業団議会議員選挙を行います。

本件は、先に辞任いたしました林国夫議員
の補充として選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙すべき本企業団議会議員の数を1人

とし、その選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

桂沢水道企業団議会議員に小関勝教議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました小関勝教議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小関勝教議員が桂沢水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました小関勝教議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第11、南空知ふるさと市町村圏組合議会議員選挙を行います。

本件は、先に辞任いたしました林国夫議員の補充として選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙すべき本組合議会議員の数を1人とし、その選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

南空知ふるさと市町村圏組合議会議員に内馬場克康を指名します。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名しました内馬場克康を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よってただいま指名しました内馬場克康が南空知ふるさと市町村圏組合議会議員に当選しました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第12、空知教育センター組合議会議員選挙を行います。

本件は、先に辞任いたしました白木優志議員の補充として、選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙すべき本組合議会議員の数を1人とし、その選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

空知教育センター組合議会議員に高田正則議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました高田正則議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました高田正則議員が空知教育センター組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました高田正則議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第13、石狩川流域下水道組合議会議員選挙を行います。

本件は、先に辞任いたしました土井敏興議員の補充として選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙すべき本組合議会議員の数を1人とし、その選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

石狩川流域下水道組合議会議員に白木優志議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました白木優志議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました白木優志議員が石狩川流域下水道組合議会議員に当選されました。

ただいま当选されました白木優志議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第14、承認第4号専決処分の承認を求める件ないし日程の第16承認第6号専決処分の承認を求める件の以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長桜井道夫君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、承認第4号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第3号美唄市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法の規定により、去る3月31日付で専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

専決処分を行った美唄市税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成21年3月31日にそれぞれ公布され、一部を除き平成21年4月1日から施行されることから、個人市民税、固定資産税、国民健康保険税及び都市計画税について、必要な改正を行ったものであります。

改正内容の主なものについて申し上げますと、個人市民税では平成21年から平成25年までの間に居住の用に供した場合における所得税の住宅ローン控除について、住宅借入金等特別控除適用期間において、所得税か

ら控除し切れなかった住宅ローン控除がある場合には、新たに市道民税からも控除することが出来る規定、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用停止措置及び優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を延長する規定の整備、固定資産税及び都市計画税では平成21年度の固定資産税の評価替えに伴いそれぞれの税額の負担について調整する措置の規定の整備、国民健康保険税では、納税義務者である世帯の筆頭について前年からの所得状況に著しい変化等がある場合には、当該納税義務者を減額措置の対象から除外する措置の廃止をする規定の整備を行ったもので、付則において、施行期日並びに必要な経過措置を設けたものであります。

次は、承認第5号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第1号市立美唄病院条例の一部を改正する条例について、地方自治法の規定により、去る3月25日付で専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

専決処分を行った市立美唄病院条例の一部を改正する条例は、市立病院改革プランの効果的な推進に向けて、関連する部門を一体化し、職員相互の連携を一層高め、質の高い医療サービスの提供体制を確保する為病院組織において必要な改正を行ったものであります。

なお、このたびの組織改正につきましては、臨床工学技士など医療従事者の確保状況を踏まえ、組織のあり方等について検討を進めたため、議会を招集する時間的余裕がなかった

ことから、専決処分とさせていただきますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

次は、承認第6号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第2号平成20年度美唄市一般会計補正予算第8号について、峰延福祉会館の建設に当たり、起債対象外としていた旧会館の解体費用についても起債対象と認められ、去る3月31日付で許可の決定があったことから、限度額を増額補正するもので、同日付けで地方自治法の規定により、議案記載のとおり専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 これより承認第4号ないし承認第6号の以上3件について一括質疑を行います。

10番、小関勝教議員。

●10番小関勝教君 ただ今、提案がありました3件について、承認第5号の市立病院条例の一部を改正する条例に関して、質疑をいたします。

今ほど条例改正について説明がありましたが、これは病院改革を進めるため、すなわち組織替えをする、機構改革をするというふうに受けとめた部分ですけれども、本来専決処分の承認を求める提案ではなくて、しっかり議案提案を出して、議論をすべきではないかなというふうに思います。特に、直近の第1回定例会、ここにおいて提案ができたのではないかなというふうに思っております。なぜ、今回で専決処分を求めなければならないのか。その理由について改めてお聞きをしたいとい

うふうに思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 小関議員の質疑にお答えします。

市立病院の組織改正についてであります。が、本年1月に策定した市立美唄病院改革プランの着実な推進に向けて、効率的な組織体制や職員意識の高揚を図りながら、質の高い医療サービスを提供するため、病院組織の改正について検討を進めてきたところであります。必要とする医療従事者の確保状況などを踏まえ、最終的に組織体制のあり方を内部で決定したのが3月25日でありましたことから、3月定例会に提案できなかったところでもあります。改革プランを円滑かつ着実に推進し、市民に信頼される病院づくりを進めるためにも、組織改正については4月実施が適切と判断し、専決処分とさせていただきましたので、何とぞご理解をいただきたいと存じます。

●議長内馬場克康君 10番、小関勝教議員。

●10番小関勝教君 ただいま答弁いただきましたけれども、改革プランを効果的に推進して市民に信頼される病院作りを進める為ということでもありました。今回はやむを得ない一面もあるのかなと思いますので、理解はいたしますが、今後においては十分精査をし、緊張を持った執行に当たっていただきたい。このことをお願いをしておきたいと思います。答弁は要りません。

●議長内馬場克康君 13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則君 今回の専決は1つは市税条例、そして1つは今ほど質疑がありました病院の機構の改組、そして、もう1つは一

般会計の起債の限度額の補正と、こういう3つの承認案件でございます。

具体的にお尋ねするのは、承認の第5号でございますが、その前に、この3つの承認を求める件を見ますと、それぞれ特徴が出ていると思うんです。

1つは市税条例は、国会における法律の審議が最終的に仕上がり、そしてこの法律が成立をしたというのが、3月の31日という、これを受けて市税条例を改正と。年度内の改正なんていうのは審査をすれば無理なことははっきりしてまして、これはひとえに国の地方の税条例の改正というものを頭にない地方議会を無視した国の審査のありようということについて憤りを感じるわけです。この議論は今改めてしたいと思いませんが、やむを得ない措置であるということも明確であります。

また、一般会計の補正予算に関して、この起債の限度額を変更するという理由に3月31日付で許可決定があって、そして、そこで、当初付くかどうかわからなかった解体費用が、これが認められたということでもあります。これもこれだけ見ますと、3月31日に起債が付くことがわかったんで、やむを得ないのかなと言う一面、しかし、起債は申請行為があって、申請は3月31日したわけでないだろうから、申請もしないものが付くわけがないわけでありまして、これも起債申請段階でどういった見通しを持ったのか、このことは、なぜ議会がこの起債の限度額を決めていくのかということ、将来にわたる財政負担と美唄市も公債費負担適正化計画をつくっているから、それらとの整合性等の議会においてしっかりチェックをしてくと、将来の市民負担

がどうなるのかということ、これを議会の審査として、法律が求められておりますから、このことも、果たして専決が正しいのかどうかということも疑問に思いますが、これはまた、別の機会に譲りたいと思ひまして、私は病院条例の改正というものが専決になじむものかどうかという、そういう視点でお尋ねをしたいと思ひます。

議会に課せられた専決報告を受けた時に、何を審査をして、何を議論をして、妥当かどうかを決めるのか。結論から申し上げれば、承認をするか、不承認にするか、決めるのかという、いわば判断の基準ですね。これは専決処分のそのものが長が認定をするわけでありまして、このことは、何でもかんでもできるわけでないから、179条の第1項を中心として、専決処分の処分がこういう場合にできるという規定があるわけでありまして、そのことを客観性があるのかどうか、誤っていれば、これは違法になるわけでありまして、その為の私どもの役割があるという認識をしているわけでございます。

そこで、具体的にお尋ねいたしますが、先程提案理由の説明の中に医療技術者、臨床検査技師等になるのでしょうか。この配置ですね、配置、確保の状況ということが1つのポイントだったようであります。私はこのことも含めて、この組織の改組によって具体的にどんな成果を見通されたのかと。提案理由では、病院の経営に資するという内容でございましたが、さらに、具体的に、成果の見通しというものをどう立てておられたのかということをお尋ねしたいのが1つであります。

それから2つはですね、この組織機構の見

直しによって具体的にどんな人事発令が行なわれたか。その人事発令の内容についてお答えをいただきたい。

3つ目がですね、部の設置条例というのが、いわゆるポピュラーでございまして、議会での議論というのは桜井市長が就任をして、この最初に組織機構を手がけようとされた農政部の新設というのがございまして、これは部設置条例の改正として、議会に提案をされたということを記憶をしてございます。部の設置条例というものは、なぜこれが、議会の議決要件になるのかということを私なりに解釈をしますと、ユーザーである市民の視点でなさろうとするその組織の改組がいたずらに組織の肥大化や、結果として職員の増と、また、処遇としてのポスト増、こういったものにつながらないように、適正な職員の配置、そのための組織機構、こういった視点も多くあると思うわけであります。当然、新たな業務が発生をして、それに伴う組織をつくらなければならない。また、行政改革の一環としてグループ制やら、何やらの業務の遂行そのものを改めていくと、これも当然美唄市の行政財政運営に向けて資すると、結果として市民利益につながっていくという、そういったものなんでしょう。そのことを議会の立場で議論をさしていただく場だというふうに私は理解をしているわけでございます。

ですから、通常ですと、一定の美唄市の行政改革にかかる基本的な考え方や、それから美唄市の職員適正化計画等に基づく組織機構のありようやら、さらには、現下の時代背景にあう、そういった流動的な組織のありようについて、議論をして、意思決定をして、内

部議論もして進めていくというのは、私はそうであろうと。最終的には庁議等でその事が確認をされ、議論が戦わされたものを受けて、判断をするというのが一般的なその組織機構見直しに関わる意思決定の手順だろうというふうに思うわけですが、これらについて、市長はどのように従来行い、また、考え方の基本として、一般的な考え方として、その手順をどのように考えておられるか、お答えをいただきたいということが3点目でございます。

4点目は、今回の病院の組織の改組に当たって、専決を最終的に市長が、言わば決定をすると、認定を行ったと、それに至る意思決定の経過、これは具体的な今回の事例、いつどういうことを行ってきたのか、手順を踏まえてやったのか、このことをお答えをいただきたい。

最後でございますが、先程の提案理由の説明の中に、この専決処分の根拠についてお話が簡単にございました。179条では4つの要件が示されておりますが、その中の1つ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときと、この条文を根拠にされたという趣旨の提案理由の説明がございました。特に緊急を要する、この根拠はどこにある、あわせて先ほども質疑がございましたが、時間がなかったと、議会を招集する時間的余裕がない。この判断の根拠、これらについて、お答えをいただきたいと思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質疑に順次お答えします。

まず、組織改正による成果の見通しについてであります。病院の効率的な運営を図るため薬剤部を廃止し、これまで診療部に設けていた放射線科、臨床検査科、理学療法科に加え、薬剤科と新たに設けた臨床工学科を医療技術部として一体化すると共に、人工透析患者の受け入れ増に対応し、診療部に新たに透析センターを設けたところであります。このたびの組織改正により、関連する部門の職員相互の連携が深まり、市民の皆様に対し、質の高い医療サービスの提供が可能となり、市立病院の安定的な経営にも寄与し、公立病院としての役割を継続的に果たしていけるものと考えております。

次に、条例改正に伴う人事発令の内容についてであります。新たに配置した医療技術部長には副院長を発令し、医療技術部内に設けました薬剤科には薬剤師長を、また、放射線科、臨床検査科、理学療法科、臨床工学科にはそれぞれ技師長を配置いたしました。臨床工学科技師長につきましては、当面、医療技術部長が対応することといたしました。

また、診療部に新たに設けました透析センターには、センター長として外科医長を配置したところであります。

次に、組織改編の一般的な意思決定手順についてであります。組織の見直し当たっては、関係部局課などから発議があり、総務部並びに副市長との調整を得て市長である私が意思決定をし、市議会に議案として上程することとしております。

専決処分認定に至る意思決定経過についてであります。病院組織の改正に当たっては、改革プランの策定後組織の効率的化等を

基本に院内の運営会議で検討を進めてきたところであります。医療職員の退職に伴う職員数の確保状況を踏まえ、院内における最終決定後総務部並びに副市長との調整を得て3月25日に最終的に内部で決定し、専決処分の決裁をしたところであります。

最後に、専決処分の根拠についてであります。このたびの専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める時、に該当するものと判断したところであります。市としましては、市民の皆様に一刻も早く安心して市立病院で受診して頂く為、医療サービスの提供体制の向上を図る観点から、やむを得ざる措置として専決処分を行ったところでありますので、ご理解願いたいと存じます。

●議長内馬場克康君 13番、紫藤政則議員

●13番紫藤政則君 後段、最後の5項目のやつについては、私の質疑に答えてないんですよ。

私は、今非常に重要な国民の健康、命にかかわる問題として正しい新型のインフルエンザの対応について、非常に緊張感を持ってマスコミ報道やら政府やら発生をした大阪やら、これらの自治体の長、そして保健所等の動きが逐一報道されている訳でありまして、こういった緊急の事態に備えるために例えば美唄市に、発熱外来の新設をして、その為の組織機構というものが伴うということであれば、これは直ちに対応しなきゃならんでしょう。議会を招集するまでもなく、長が判断をして、議会にかわって意思決定をしていくと、これは万人が認める内容なのかもしれません。今

回のこの病院条例による機構の改革というものが、今言われた特に緊急を要するなどというふうに理解をせと言っても、これは理解ができない。仮に意思決定が3月の25日であったとして、私共の議会は、例えば、美唄市から離れる時も、議長にその旨を届けます。これは、議会の、いわば開会中、それから、議会が閉じられて閉会中であっても、自ら今どこにいるかということを明らかにしています。議長が欠けるときは必ず副議長が美唄に残るということも慣例として行われていると思います。揃って出かけるなんてことはまずない。なぜかと言いますと、常に緊急の事態に備えるということであります。市民の命や暮らしにかかわる問題に関して、議会がいつでも議会としての役割を果たせるようなことがきちっと決められて、その決められた事がそれぞれの議員の自覚によって守られているわけであります。定例会においては、法律で招集日前7日に招集をし、告示をしなきゃならないというのがあります。

しかし、臨時議会に関しましては、これは招集の期間の定めがありません。ただし、今日言って、午前中に告示がされて、午後から出て来いと、これは出てくんなということと一緒にありますから、こういうことは、これは予期はしておりませんが、今日言って、明日の招集ということは緊急の事態には可能であります。市長が特に緊急を要するという判断に立ったとしても、私は特に緊急要する事態だとは思いません。思いませんが、仮に市長自身がそう判断にたったとしても、議会は3月の定例会はいつ閉会しました、19日でした。25日に意思決定する前に仮に議会の議

決事項だということがおわかりになっていれば、4月1日の発令に間に合う議会の召集が可能だったんでないですか。土曜日でも日曜日でも祭日でも、これは議会を開けるんです。ただ今ご答弁には、私は、そういう具体的なお話をお聞きしたかったが、お答えがないので、あえて申し上げたけども、この専決処分の根拠となる法律の客観的な、主観じゃないですよ、客観的な要件に当てはまらない専決処分であることは自明の理じゃないでしょうか。私も会派の中でも協議をいたしましたし、議会運営委員会の中でも若干申し上げましたけれども、時計の針を戻すという事はできない。しかし、この扱いの選択肢としては2つあると。

1つは専決のこの承認の議件を撤回をして、そして改めてその専決が行われ、機構改革が実行され、人事発令が行われて業務が行われていると言うことを白紙に戻すと。そして改めて議会に提案してくるということが選択肢の1つと。

もう1つは、議会そのものが議会の役割と権限ということを認識した場合に、これは議会側の判断でございますが、市民の皆さんに説明の出来るような判断を下すと。具体的に申し上げれば、承認せず。

私は、この2つの選択肢しかないんじゃないかという事を申し上げました。先程、小関議員の質疑の中でも今後のことについてお話がございましたが、私はこのたびの専決に当たって、具体的にそのことを議会として決めていくことが必要だろうという認識に立っております。今は質疑の時間でございますので、質疑の範疇で申し上げました5点目の、この

認定に当たっての根拠と客観的な理由というのがない。このように申し上げたことについて、再度ご答弁をお願いをしたい。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質疑にお答えします。

市立病院の組織につきましては、市立病院改革プランの自主的なスタートの年であります平成21年度から新しい体制で臨むことが適切であると判断したところでありますが、改革プラン策定の前後に看護師の退職があり、看護の確保のほか人工透析患者の受入れにともなう臨床工学技士の採用など、さまざまな課題があり、これらとの観点から、組織体制の検討がずれ込み、3月25日に組織体制が確定したことから、専決処分とさせていただいたところであります。地方自治法第179条の規定は客観性が求められているものでありまして、専決処分の決定に当たっては、執行機関と議会との関係を勘案し、規定の趣旨に沿って厳格に対応すべきものと認識しております。今後とも市政の執行に当たりましては、議会の議論を踏まえ、必要に応じ議会との事前協議を図るなど、美唄市まちづくり基本条例の理念や点に沿って、適切に対応してまいりたいと考えております。

●議長内馬場克康君 13番、紫藤政則議員

●13番紫藤政則君 私の発言はこれで終わりますけどね、私は具体的に申し上げたんです。緊急を要する事態かどうかということで、今市長が人の配置の問題が流動的だったと、看護師さんも予定以上もおやめになる方がおいでになったと。それから、この透析センター等の配置の関連もあるんでしょう。医療技

術者についての配置見通しということもなかなか把握できなかった。その事と、組織機構と何関係あるんですか。ないでしょう。後段のね、後段の議会との関係ですが、私は、この専決に関しては、市長が桜井市長になってからも何度かこの場では発言はしていますけどね。市長が議会を招集するいとまがないということ勝手に判断してもらっちゃ困るということ何度も申し上げた。それは、招集権ってというのは唯一市長にしかないんですよ、現行法。18年の地方自治法の改正で、実質的に委員会でこの議会の臨時議会の招集決めて、議長がそれを受けて、市長に臨時議会の招集請求というのができるようになりましたよ。このときは、20日以内に市長は臨時会を招集せんきゃならんという決めがあるから、それらを見れば、議会にも実質的な招集権、これは平成18年の地方自治法の改正ですよ、が出された。付与されたんです。地方制度調査会との意見踏まえてですね。

しかし、いつ招集するというその招集権そのものは、請求権はあるが、招集そのものは市長唯一の専管事項なんですよ。25日に意思決定したって、その前に議論をしているわけですから、その段階で議会の議決必要だということわかるでしょう。直ちにその段階で議会に対して、臨時議会の招集ということを求めてくる。議長に対して、相談をするということが当然でないでしょうか。私は今後のこととして押さえておられるようだが、今の2点の問題ですね。これは大きく市長のご認識と乖離してる。うめたいと思うんですけどね。

この後、質疑が終わって、あと質疑のご予

定がないようでありますから、討論、そして採決になるんですよ。討論をどうするかということもございますのでね、ぜひその点ですね。これは議場でございますから、記録残る発言で、なかなか発言そのものに気を使わなきゃならないのかもしれませんが。私はわかり易くそのこと指摘をしているつもりなんですけどね。これ以上聞きませんから、指摘の意を受けて、明確なご答弁、お願いできませんか。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質疑にお答えします。

私の持っている招集権の重みというものを今一度認識しながら、今後十分緊張感持ちながら議会と議論踏まえながら、そして必要な事項につきましては、当然事前の協議を図り、美唄市まちづくり基本条例や理念にそって、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

今後、臨時会の招集につきましては、本当にいろんな部分で私が持っている、先ほど言いました招集権等、十分精査しながら、より議会と協議ができる場にしたいということで考えておりますので、ご理解願います。

●議長内馬場克康君 これをもって一括質疑を終結いたします。

これより承認第4号について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、**承認第4号専決処分の承認を求める件**は、原案のとおり承認されました。

これより承認第5号について討論を行います。

13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則君(登壇) ただいま議題となりました承認第5号専決処分の承認を求める件(市立美唄病院条例の一部を改正する条例)について討論に参加をいたします。

私の立場は不承認であります。ご承知のとおり専決処分につきましては、長に与えられた議会との調整権の範疇であります。議会が持っている議決権を法律の規定によって長がそれに変わって議決を行う。この事は、不承認であっても法律的效果には影響がないというふうに解説をされております。じゃあ不承認だろうが承認だろうが一緒じゃないかということを考える方もいらっしゃるかもしれませんが、承認と不承認では、その影響が大きく異なります。不承認の場合は、言わば179条の第1項の4つの要件、具体的に特に緊急を要する議会を招集する時間がなかったという事を認めるのが承認でありまして、不承認はそのことを認めない。いわゆる市長のご答弁でもありましたけれども、客観的な要件を満たしていないということであります。このことが不承認ということであります。当然、長はそのことに対して、政治的な責任を負わなきゃならないというふうに解説もされております。

質疑の中でも申し上げましたから、具体的にその私が不承認をするという理由について

は、ポイントだけを申し上げたいと思います。

1つは何度も申し上げますが、特に緊急を要するという組織機構の改組ではないということ。

もう1つは、それに伴って議会を招集する時間がなかったということにも該当しないということであります。即ち法律の要件に合致していないからだということであります。

私達の議会は歴史的な仕事をこれからしようとしています。5月の29日から地域21カ所に入って、議会の活動内容やら、市政の課題についてご説明をし、市民の皆さんから率直なご批判、ご意見をいただくという事で、初めて地域に入る取り組みを議会として取り組むことが決められました。私は提案をされた長が提案をする議件、議会側から議決をする議件、これらを含めて、なぜこういう意思決定をしたか。その意思決定の経過とそれぞれ根拠を明らかにしていくということが、この市民の皆さんが議会に対する信頼を増す為の最も大事で最も欠けていることだと思うんです。そんな意味からしますと、ただ今議題となった市立病院条例の一部を改正する条例に関しては、私は承認とする説明ができない。それぞれ議員の皆さんの十分お考えいただいて、不承認とすることをお願いを申し上げます。討論に変えます。

ご清聴ありがとうございました。

●議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに賛成

の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**承認第5号専決処分の承認を求める件**は、原案のとおり承認されました。

これより承認第6号について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**承認第6号専決処分の承認を求める件**は、原案のとおり承認されました。

(紫藤議員退場)

●議長内馬場克康君 次に日程の第17、議案第53号美唄市監査委員選任の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君(登壇) ただいま上程されました議案第53号美唄市監査委員選任の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、議会選出監査委員の米田良克委員が5月17日付をもって監査委員を退職しましたので、新たに議会選出監査委員として紫藤政則氏を選任いたしたく、地方自治法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議

案第５３号については、別にご発言もないようですので、原案のとおりこれを同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第５３号美唄市監査委員選任の件**は、原案のとおり同意することに決定されました。

●議長内馬場克康君　以上をもちまして、今期臨時会に付議されました各案件は全部議了いたしました。

これをもちまして、平成２１年第３回美唄市市議会臨時会は閉会いたします。

午前１１時５２分　閉会

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに
署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員